

遺言公正証書作成の手引

神戸公証センター

1 手続の流れ

遺言公正証書は、証人2名の立会の下で、遺言者ご本人の口述する遺言内容を公証人が直接聴き取って作成しなければならないことが法律で定められています。

その作成に至るまでの通常の流れは、おおむね次のとおりです。

作成に先立って、公証人がご本人から遺言の内容等をお聴きしたり、作成に必要な書類の説明をしたりするため、ご本人に当センターに来ていただいて公証人と面談していただきます。その際、公証人から法律的なことについて説明したり、遺言内容について助言したりもします。

ご本人が高齢、病気等のために当センターに来られない場合は、代わりにの方が来ていただいても構いません（いずれも困難という方は、電話等で公証人にご相談ください。）。

遺言の内容が決まり、必要な書類等（書類の提出はメール添付、郵送等の方法で構いません。）も揃いましたら、公証人が遺言公正証書の案文を作成し、適宜の方法でお送りするなどして、ご本人に、案文の内容を確認していただきます（必要に応じて追加変更等をします。）。

以上が準備段階です。

遺言内容が固まりましたら、あらかじめ設定した日時に、遺言者ご本人に来所していただき（外出困難な方の場合、公証人がご自宅等に出張します。）、頭書の方式により、ご本人の意思を改めて確認の上、遺言公正証書を正式に作成します。

2 必要な書類

(1) 遺言者の本人確認資料

本人確認資料となるのは、次の書類等です。

- ① 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）+実印
- ② 運転免許証、運転経歴証明書
- ③ 個人番号（マイナンバー）カード、住民基本台帳カード（顔写真付き）

- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 在留カード
- ⑥ その他、官公署発行の顔写真付の身分証明書

※いずれもお持ちでない方は、公証人にご相談ください。

(2) 遺言の内容により必要となる書類等

通常、次のような書類等が必要になります。

① 財産を相続させ又は遺贈する人に関する書類

ア 財産を法定相続人に相続させる場合

財産を相続させる相続人の続柄、氏名、生年月日がわかる戸籍謄本

イ 財産を相続人以外の人（受遺者）に遺贈する場合

受遺者の住民票、保険証（写し）など、その人の住所、氏名、生年月

日が分かる書類

※これらの書類が入手困難な場合は、メモ等で足りる場合もありますので、公証人にご相談ください。

② 相続させ又は遺贈する財産の特定に関する書類

ア 遺言の中で、不動産について特定明示する場合

その不動産の登記情報を記載した書面

・・・・・・・・不動産登記簿謄本（＝全部事項証明書。法務局で取得できます。）

又は、インターネット経由で取得した登記情報

イ 遺言の中で、預貯金・株式その他の金融資産について特定明示する場合

金融機関名、口座番号などが分かる通帳等の写し又はメモ（正確に記載してください。）

※これらの書類は、遺言の中で、当該財産を特定明示しない場合には、必ずしも必要ではありません。

まず、遺言内容や書き方などについて、公証人にご相談ください。

(3) 手数料の計算のために必要な書類等

遺言公正証書の作成手数料は、遺言の対象となる財産の価額によって算定されます。そのために次の書類が必要となります。

① 不動産について

固定資産税評価額が分かる書類

・・・・・・・・固定資産税納付通知書（毎年、市町村から所有者に送付されます。必要なのは物件の表示や評価額等が書かれた課税明細書のページです。）又は、固定資産評価証明書（市町村・区役所で申請により交付されます。）

② 不動産以外の財産について

預貯金の残高、投資信託等の現在額、上場株式の銘柄・株数など、不動産以外の財産の価額が分かる通帳写しや取引状況報告書写しなど
又は、それらの概ね正確な額（概算額で可）を記載したメモ

※手数料計算のために、預貯金等の個別の価額が必要か、総額で足りるかは、遺言の内容によりますので、公証人から説明します。

(4) その他の書類

遺言の内容を正確に記載するために必要な場合には、その他の書類を用意していただく場合もあります。

※以上の書類については、最初の相談のときから用意していただく必要はありません。

相談の際に公証人から説明しますので、その後、用意していただいた書類をメール、FAX、郵便等で送付していただければ結構です。

3 証人

遺言公正証書作成手続の際、証人2人の立会が必要です。ただし、次の人は証人になれません。

未成年者、推定相続人、受遺者、推定相続人・受遺者の配偶者及び直系血族。

※証人を、ご本人側で依頼される場合は、その人の住所・氏名・生年月日・職業（公正証書の記載事項です。）を、運転免許証や保険証（写し）又はメモ

等でお知らせください。

※証人は、公証人側で紹介することもできますので、ご相談ください。

4 遺言執行者

遺言執行者は、遺言内容を実現するために必要な一切の手續等を、法定相続人の同意を得ることなく、単独で行う権限がありますので、遺言で決めておく
と便利です。

遺言執行者には、相続人や又は受遺者を指定することもできます。また、複数
の人を指定することもできます。

5 印鑑

遺言者と証人2名に、遺言公正証書の内容を確認していただいた上、署名押
印をしていただきます。

遺言者の方は、本人確認資料が印鑑登録証明書である場合は、実印をお持ち
ください。

遺言者の方でも、本人確認資料が印鑑登録証明書ではない（運転免許証な
ど）場合は、認印（シャチハタを除く。）で構いません。証人の方も同様で
す。

6 出張

遺言者ご本人が、病気等で公証役場に来られないときは、公証人が病院やご
自宅等に出張して遺言公正証書を作成します。

7 手数料

遺言公正証書の作成手数料は、公証人手数料令により、次のとおり基準が定
められています。

※手数料の具体的な額については、相談の際に公証人から説明します。

(1) 基本手数料

財産の価額	手数料
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	1万1000円

1000万円まで	1万7000円
3000万円まで	2万3000円
5000万円まで	2万9000円
1億円まで	4万3000円
以下、超過額5000万円ごとに 3億円まで1万3000円加算 10億円まで1万1000円加算 10億円を超えるものは8000円加算	

※財産を取得する人（相続人又は受遺者）が複数の場合、各人が取得する財産額ごとに、上記基準を適用して手数料を算出し、これを合計します。

※財産額は、公証人が公正証書作成に着手した時の価額によります。

(2) 遺言加算

財産額が1億円までは、基本手数料に1万1000円を加算。

(3) 枚数による加算

証書の枚数が4枚を超えたときは、超えた枚数1枚ごとに250円を加算。

(4) 正本・謄本の交付手数料

正本・謄本の枚数1枚ごとに250円×枚数。

(5) 出張して作成した場合の加算等

- ① 病床執務加算 基本手数料の10分の5を加算。
- ② 日 当 往復に要する時間が4時間までは1万円。
4時間を超えると2万円。
- ③ 交通費 実費

※分からないことがありましたら、ご遠慮なく、神戸公証センターにお問い合わせください。

神戸公証センター

〒651-0037 神戸市中央区明石町44番地

神戸御幸ビル5階

電話 (078) 391-1180

F a x (0 7 8) 3 9 1 - 2 8 0 3

E-mail info@kobe-koushou-center.jp